

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案要綱

第一 空港整備法の一部改正

一 題名及び目的の改正

法律の題名を「空港法」に改めるとともに、目的に、我が国の国際競争力の強化及び地域の活力の向上に寄与することを追加する等所要の改正を行うものとする。こと。
(題名及び第一条関係)

二 定義

公共の用に供する飛行場であつて、七八の政令で定める飛行場以外のものを「空港」と定めるものとする。こと。
(第二条関係)

三 空港の設置及び管理に関する基本方針

1 国土交通大臣は、空港の整備及び運営に関する基本的な事項等について、空港の設置及び管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。こと。

2 基本方針は、空港の設置及び管理を行う者（以下「空港管理者」という。）、国、関係地方公共団

体等関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、空港の利用者の便益の増進を図り、我が国の国際競争力の強化及び地域の活力の向上が図られるべきこと等を基本理念として定めるものとする。

3 基本方針の策定に際し必要な手続として、交通政策審議会の意見聴取等、所要の規定を置くものとする。

(第三条関係)

四 空港管理者

1 次に掲げる空港は、国土交通大臣が設置し、及び管理するものとする。

- (1) 成田国際空港
- (2) 東京国際空港
- (3) 中部国際空港
- (4) 関西国際空港

(5) (1)から(4)までに掲げる空港のほか、航空輸送網の拠点となる空港として政令で定めるもの

2 1にかかわらず、成田国際空港は成田国際空港株式会社が、関西国際空港は関西国際空港株式会社が

が、中部国際空港は中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第一項の規定による指定があつたときは当該指定を受けた者が、それぞれ設置し、及び管理するものとする。

3 1に掲げる空港以外の空港であつて、航空輸送網を形成する上で重要な役割を果たすものとして政令で定める空港（以下「地方管理空港」という。）は、地方公共団体が設置し、及び管理するものとする。

（第四条及び第五条関係）

五 工事費用の負担等

1 国土交通大臣が四1(5)に掲げる空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担するものとする。

2 地方公共団体が地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、その工事に要する費用は、国及び当該地方公共団体がそれぞれその百分の五十を負担するものとする。

3 地方公共団体が地方管理空港において、一般公衆の利用に供する目的で排水施設等の新設又は改良

の工事を施行する場合には、国は、予算の範囲内で、当該工事に要する費用の百分の五十以内を当該地方公共団体に対して補助することができるものとする。

(第六条及び第八条関係)

六 空港の管理等

1 通則

(1) 空港管理者は、空港が提供するサービスの内容に関する事項等について空港供用規程を定め、適切な方法により公表しなければならないものとする。

(2) 空港管理者（国土交通大臣を除く。）は、(1)の空港供用規程を定めようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、基本方針に適合するものであるかどうかを審査して、当該認可をするものとする。

(3) 空港管理者は、着陸料等（着陸料その他の滑走路等の使用に係る料金をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。国土交通大臣は、当該着陸料等が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものである等と認めるときは、当該空港管理者に対し、期限を定めてその着陸料等を変更すべきことを命ずることができるものとする。

(4) 空港管理者は、次に掲げる者によって構成される、空港の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができるものとする。

① 空港管理者

② 2(3)の指定空港機能施設事業者その他の当該空港の利用者の利便の向上に関する事業を実施すると見込まれる事業者

③ 関係行政機関その他の空港管理者が必要と認める者

(5) (4)により協議会を組織する空港管理者は、(4)の協議を行う旨を(4)②に掲げる者に通知しなければならない。ならず、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その協議に応じなければならないものとする。

（第十二条から第十四条まで関係）

2 空港機能施設事業

(1) 国土交通大臣は、基本方針に従って空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。以下同じ。）を行うことについて適正かつ確実な計画並びに十分

な経理的基礎及び技術的能力を有すると認められる者を、その申請により、空港ごとに国管理空港（四1(2)及び(5)に掲げる空港をいう。以下同じ。）において空港機能施設事業を行う者として指定することができるものとする。

(2) 国土交通大臣は、(1)の申請をした者が次のいずれかに該当するときは、(1)の指定をしないものとする。

① 成年被後見人等

② 法人又は団体であつて、その役員が成年被後見人等に該当する者であるもの

(3) 航空旅客の取扱施設を管理する事業を行う指定空港機能施設事業者（(1)の指定を受けた者をいう

。以下同じ。）は、旅客取扱施設利用料（航空旅客の取扱施設の利用について旅客から徴収する料金（旅客の利益に及ぼす影響が小さいものとして国土交通省令で定める料金を除く。）をいう。以下同じ。）を定めようとするときは、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。国土交通大臣は、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、当該認可をするものとする。

- (4) (3)の指定空港機能施設事業者は、(3)の認可を受けた旅客取扱施設利用料の上限の範囲内で旅客取扱施設利用料を定め、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならず、国土交通大臣は、当該旅客取扱施設利用料が特定の利用者に対し不当な差別的取扱いをするものであるときは、当該空港機能施設事業者に対し、期限を定めてその旅客取扱施設利用料を変更すべきことを命ずることができるものとする。
- (5) (3)の指定空港機能施設事業者は、(4)により届け出た旅客取扱施設利用料を適切な方法により公表しなければならないものとする。
- (6) 国土交通大臣は、空港機能施設事業の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定空港機能施設事業者に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。
- (7) 指定空港機能施設事業者は、空港機能施設事業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならないものとする。
- (8) 国土交通大臣は、指定空港機能施設事業者が(6)による命令に違反したとき等は、(1)による指定を取り消すことができることとし、指定空港機能施設事業者が(7)による空港機能施設事業の全部の廃

止の許可を受けたときは、(1)の指定を取り消すものとする。

(9) 指定空港機能施設事業者は、(8)により(1)の指定を取り消されたときは、その空港機能施設事業が行われている空港の供用が廃止される場合を除き、当該空港機能施設事業の全部を、国土交通大臣又は当該空港機能施設事業の全部を承継するものとして国土交通大臣が指定する指定空港機能施設事業者を引き継がなければならないこととする。

(10) 地方公共団体は、その設置し、及び管理する地方管理空港における空港機能施設事業について、国管理空港における空港機能施設事業に対する規制に準じて政令で定める基準に従い、条例で、空港の利用者の利便を図るため必要な規制をすることができるものとする。

(11) 国土交通大臣による指定空港機能施設事業者たる法人の合併及び分割の認可等、指定空港機能施設事業者の適正な運営を確保するための所要の規定を置くものとする。

(第十五条から第二十三条まで関係)

七 その他

1 国土交通大臣は、空港法に規定する認可等に条件又は期限を付し、及びこれを変更することができ

ることとし、当該条件又は期限は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るため必要最小限のものでなければならぬものとする。こと。
(第二十四条関係)

2 国は、東京国際空港緊急整備事業（東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。以下同じ。）の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。こと。
(第二十八条関係)

3 地方公共団体は、総務大臣と協議の上、国に対し、東京国際空港緊急整備事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができるとし、国土交通大臣は、当該貸付けを受けようとするときは、毎年度、あらかじめ、当該年度の東京国際空港緊急整備事業の内容及びこれに要する費用について、当該地方公共団体と協議するものとする。こと。
(第二十九条関係)

4 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、東京国際空港の供用の条件に関し、3により資金を貸し付けている地方公共団体から意見を聴き、必要があると認めるときは、当該条件に関し適当と認める措置を講ずるものとする。こと。
(第三十条関係)

5 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、空港管理者（国土交通大臣を除く。6において同じ。）及び指定空港機能施設事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができるものとする。

（第三十二条第一項関係）

6 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、空港管理者及び指定空港機能施設事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができるものとする。

（第三十二条第二項関係）

7 国土交通大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、基本方針に即し、空港の設置及び管理と密接な関連を有する者に対し、当該空港の効果的かつ効率的な設置及び管理を図るため必要な指導、助言及び勧告をすることができるものとする。

（第三十三条関係）

8 国土交通大臣は、当分の間、基本方針において、三一に掲げるもののほか、共用空港（自衛隊の設置する飛行場及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項(a)の規定に基づき日本国政

府又は日本国民が使用する飛行場であつて公共の用に供するものとして政令で定める飛行場をいう。
以下同じ。)を利用する一般公衆の便益の増進に関する事項を定めるものとする事。

(附則第二条関係)

9 国土交通大臣が自衛隊の設置する共用空港(四1(1)から(5)までに掲げる空港及び地方管理空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。以下「自衛隊共用空港」という。)において、一般公衆の利用に供する目的で滑走路等の新設若しくは改良又は空港用地の造成若しくは整備の工事を施行する場合には、当分の間、その工事に要する費用は、国がその三分の二を、当該自衛隊共用空港の存する都道府県がその三分の一をそれぞれ負担するものとする事。(附則第三条関係)

10 六1(4)及び(5)並びに2(10)を除く。)並びに七5から7までは、共用空港について準用するものとする事。(附則第四条及び第五条関係)

八 罰則の整備その他所要の改正を行うものとする事。

第二 航空法の一部改正

一 定義

- 1 第一の二で定める空港を「空港」と定めるものとする。
 - 2 空港その他の飛行場を「空港等」と定めるものとする。
- （第二条関係）

二 空港等の設置に係る許可の基準の追加等

- 1 国土交通大臣は、空港について設置の許可の申請があつたときは、当該空港の設置及び管理の計画が基本方針に適合しているかどうかを審査しなければならないものとする。
- 2 空港の設置者及び国土交通大臣は、基本方針に従つて空港を管理しなければならないものとする。

- 3 国土交通大臣は、空港を設置し、又はその施設に変更を加えるときは、基本方針に従つてこれを行わなければならないものとする。

（第三十九条、第四十七条並びに第五十五条の二第一項及び第三項関係）

三 空港保安管理規程

- 1 空港の設置者は、空港の保安を確保するために自らが遵守すべき、管理の方針、体制及び方法について必要な事項を記載した空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならない。

通大臣は、当該空港保安管理規程に必要な事項が記載されていないと認めるときは、当該空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとする。

2 国土交通大臣は、その設置する空港について、1の空港保安管理規程を定めなければならないものとする。

(第四十七条の二及び第五十五条の二第二項関係)

四 第一の六1(4)の協議会における協議の特例

空港保安管理規程を定めた空港の設置者を構成員に含む第一の六1(4)の協議会は、同条に規定する事項のほか、空港における安全の確保に関し必要な事項について協議することができるものとする。

(第四十七条の三関係)

五 延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面

国土交通大臣が延長進入表面、円錐表面又は外側水平表面を指定することができる空港を、第一の四1(1)から(4)までに掲げる空港並びに第一の四1(5)に掲げる空港及び地方管理空港のうち政令で定める空港とすること。

(第五十六条関係)

六 空港法との関係

空港に関しては、航空法第五章に定めるもののほか、空港法の定めるところによるものとする。

(第五十六条の五関係)

七 罰則の整備その他所要の改正を行うものとする。

第三 施行期日その他

一 この法律は、公布の日から施行するものとする。ただし、三（一部の規定に限る。）については平成二十一年一月一日から施行し、第一の六、七及び八（七及び八については一部の規定に限る。）、第二の二から四まで及び七（七については一部の規定に限る。）等については平成二十一年四月一日から、それぞれ施行又は適用するものとする。

(附則第一条関係)

二 東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法は、廃止するものとする。

(附則第二条関係)

三 この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。

(附則第三条から第十二条まで関係)

四 検討

1 政府は、平成二十年度中に、我が国の開かれた投資環境の整備及び我が国の安全保障の観点から、空港の設置及び管理に係る制度に関し、国際的動向その他の事情を勘案しつつ、次に掲げる事項について、可能な限り速やかに検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(1) 成田国際空港株式会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置

(2) 指定空港機能施設事業者に対する措置

2 政府は、1に定めるものを除くほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第十三条関係)

五 関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。

(附則第十四条から第三十九条まで関係)